

8.7 日影

8.7.1 調査事項

調査事項は、表 8.7-1 に示すとおりである。

表8.7-1 調査事項（東京2020大会の開催後）

区 分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の状況(位置、形状、高さ等)
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の最高高さを約18m程度に抑える計画としている。 ・けやき並木の日影が及ぶ範囲にある樹木については、日影の状況をフォローアップ調査で確認する。

8.7.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.7.3 調査手法

調査手法は、表 8.7-2 に示すとおりである。

表8.7-2 調査手法（東京2020大会の開催後）

調査事項	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物
調査時点	2021年の冬至日付近とした。		
調査期間	予測した事項	2021年の冬至日付近とした。	
	予測条件の状況	2021年の冬至日付近とした。	
	ミティゲーションの実施状況	2021年の冬至日付近とした。	
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。	
	予測条件の状況	計画地とした。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。	
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影)及び評価書の予測結果と比較する方法とした。	
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影)及び関係資料の整理による方法とした。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関係資料の整理による方法とした。	

8.7.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等は、表 8.7-3 に示すとおりである。

冬至日の平均地盤面から 4m の高さにおける計画建築物による時刻別日影図は、図 8.7-1 に、等時間日影図は、図 8.7-2 に示すとおりである。計画建築物による日影は、北エリアの北西から東の範囲に生じ、長いところで北側約 60m 地点、東側約 90m 地点に及んでいる。また、南エリアの西から東の範囲に生じ、長いところで西側約 10m 及び東側約 30m 地点に及んでいる。計画地周辺の公園・緑地等には 8 時台に一部日影が生じる箇所があるが、2 時間以上の日影は生じていない。

表 8.7-3 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等

区分	番号	施設名	住所
教育施設	1	私立駒澤大学高等学校	世田谷区上用賀 1-17-12
	2	東京農業大学第一高等学校及び中等部	世田谷区桜 3-33-1
	3	東京農業大学	世田谷区桜丘 1-1-1
福祉施設	4	私立桜すくすく保育園	世田谷区桜 3-19-13
	5	上用賀児童館	世田谷区上用賀 4-14-3
	6	世田谷区立上用賀保育園	世田谷区上用賀 4-2-10
公園・緑地・ 児童遊園	7	上用賀公園	世田谷区上用賀 4-32, 36
	8	上用賀四丁目公園	世田谷区上用賀 4-33
	9	馬事公苑前緑地	世田谷区上用賀 2-3
	10	けやき並木	世田谷区上用賀 2-3 世田谷区上用賀 2-4
	11	桜三丁目公園	世田谷区桜 3-9
	12	上用賀一丁目第 1 広場	世田谷区上用賀 1-23
	13	上用賀一丁目第 2 広場	世田谷区上用賀 1-24
	14	弦巻区民広場	世田谷区弦巻 5-36
	15	天神公園	世田谷区上用賀 1-8

注) 地点番号は、図 8.7-1 の表記に対応する。

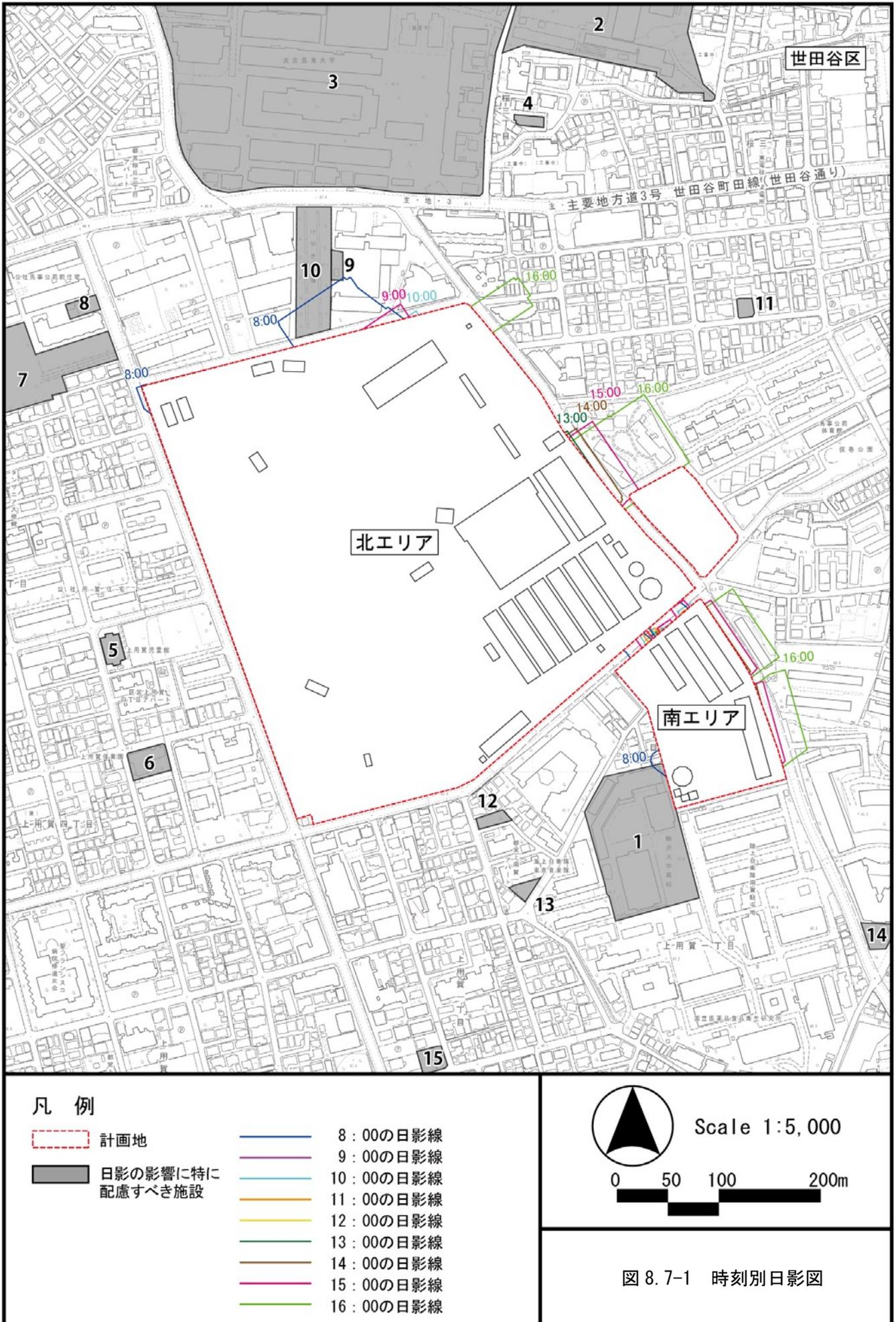
出典: 「世田谷区都市公園等配置図 平成 28 年 4 月 1 日現在」(平成 29 年 2 月 28 日参照 世田谷区ホームページ)より一部改変 <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/126/419/410/d00018965.html>
「世田谷区都市計画図」(平成 28 年 2 月 世田谷区)

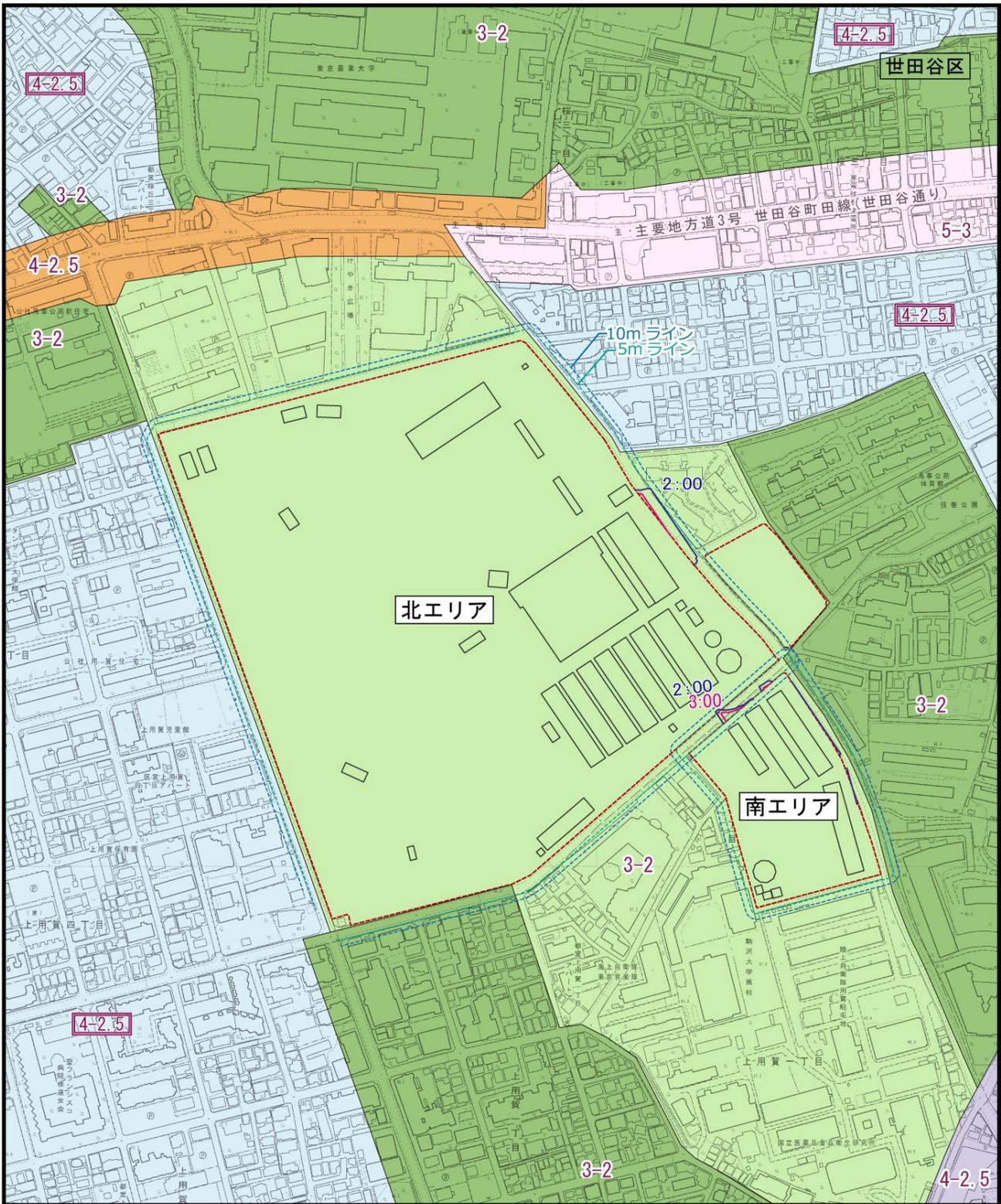
イ. 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

冬至日の平均地盤面から 4m の高さにおける計画建築物による時刻別日影図は、図 8.7-1 に示したとおりである。8 時から 16 時の時間帯で日影が及ぶ範囲は、長いところで北エリアの北側約 60m 地点、東側約 90m 地点、南エリア西側約 10m 及び東側約 30m 地点に及んでいる。また、冬至日の等時間日影図は、図 8.7-2 に示したとおりである。日影規制地域に 2 時間あるいは 3 時間以上の日影は生じない。

ウ. 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物

計画建築物の出現によって北エリア北側の住宅、東側の馬事公苑新弦巻舎宅、南エリア西側の教育施設、東側の住宅の一部地域に 1～2 時間程度の日影が生じるが、3 時間以上の日影が生じる範囲は、ほぼ道路の範囲であり、住宅等は存在しない。また、北エリア北側のけやき並木の一部に 1 時間程度の日影が生じる(図 8.7-2 参照)。





凡例

計画地

- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域

等時間日影線

- 2時間
- 3時間

日影規制地域及び規制時間

- 4-2.5 左辺の数値は敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲、右辺の数値は敷地境界線から10mを超える範囲で規制される日影規制時間(測定面4m)
- 3-2
- 5-3

測定面1.5m



Scale 1:5,000



図 8.7-2 等時間日影図

2) 予測条件の状況

ア. 計画建築物の状況(位置、形状、高さ等)

計画建築物の状況(位置、形状、高さ等)は、「4. 馬事公苑の計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.3 事業の基本計画(恒久施設) (1) 配置計画」(p.7 参照)に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.7-4(1)及び(2)に示すとおりである。なお、日影に関する問合せはなかった。

表 8.7-4(1) ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催後)

ミティゲーション	・計画建築物の最高高さを約18m程度に抑える計画としている。
実施状況	計画建築物の最高高さを約18mに抑えた。
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>メインオフィスビル (最高高さ 17.75m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>インドアアリーナ (最高高さ約 18m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>管理センター (最高高さ 17.8m)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>厩舎 (最高高さ 8m)</p> </div> </div>	

表 8.7-4(2) ミティゲーションの実施状況（東京 2020 大会の開催後）

ミティゲーション	<ul style="list-style-type: none"> けやき並木の日影が及ぶ範囲にある樹木については、日影の状況をフォローアップ調査で確認する。
実施状況	<p>日影が及ぶ範囲のけやき並木の樹木については、周辺の樹木と比べて同程度の生育状態であり、日影による影響はみられない。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p>日影が及ぶ範囲のケヤキ並木の樹木の状況</p>	

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画建築物により日影が生じる範囲は、長いところで北エリアの北側約 60m 地点、東側約 90m 地点、南エリアの西側約 10m 及び東側約 30m 地点の範囲に及ぶが、日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じない。また、計画地周辺の公園・緑地等には 8 時台に一部日影が生じる箇所があるが、2 時間以上の日影は生じない。

以上のことから、予測結果と同様に、日影が生じることによる影響は少ないものとする。

イ. 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

冬至日の平均地盤面から 4m の高さにおける計画建築物による 8 時から 16 時の時間帯で日影が及ぶ範囲は、長いところで北エリアの北側約 60m 地点、東側約 90m 地点、南エリア西側約 10m 及び東側約 30m 地点の範囲である。また、日影規制地域に 2 時間あるいは 3 時間以上の日影は生じない。

以上のことから、予測結果と同様に、冬至日における日影の範囲は限定的であるとする。

ウ. 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物

計画建築物の出現によって北エリア北側の住宅、東側の馬事公苑新弦巻舎宅、南エリア西側の教育施設、東側の住宅の一部地域に 1～2 時間程度の日影が生じるが、3 時間以上の日影が生じる範囲は、ほぼ道路の範囲であり、住宅等は存在しない。また、北エリア北側のけやき並木の一部に 1 時間程度の日影が生じる。

以上のことから、予測結果と同様に、日影が生じる範囲は、北エリア北側の住宅、東側の馬事公苑新弦巻舎宅、南エリア西側の教育施設、東側の住宅の一部地域、北エリア北側のけやき並木の一部であり影響は限定的であるとする。